

Tax - Account

第86号
平成26年1月21日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

ごあいさつ

本年がみなさまにとって、良い年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

確定申告のご準備をお願いします

今年も、個人の所得税・消費税の確定申告時期が近づいてまいりました。

申告期間は2月17日から3月17日まで（消費税は3月31日まで）ですが、どうかお早めにご準備をお願いいたします。（2月上旬までに必要書類をいただくと幸いです。）

例年ご準備いただいている書類のほか、不動産を譲渡した場合や住宅ローン控除を受ける場合には、所定の書類が必要となります。

また、生命保険・簡易保険などの満期や解約があった場合にも、その受け取りに関する書類が必要です。

確定申告が必要と思われるお客様には、ご準備いただく書類に関するご案内を送付いたします。

ご不明の点がございましたら、お問い合わせください。



発行：

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所

〒233-0013
横浜市港南区丸山台2-1-5
第2丸照ビル3階

TEL： 045-847-4810

FAX： 045-847-4811

E-mail: info@tax-account.jp

URL： <http://www.tax-account.jp>

平成26年度税制改正大綱 ～給与所得控除の見直し

自民・公明の両党は、昨年12月12日、「平成26年度税制改正大綱」を決定しました。

「税制改正大綱」は、毎年度の税制改正法案を決定するのに先立ち発表される改正の原案です。

今回の改正内容（まだ、法案が成立しているわけではないので、厳密には、「改正『予定』内容」ですが）で最大注目ポイントは、「給与所得控除の見直し」です。

「給与所得控除」とは、役員報酬や、サラリーマン、パートタイマーの給料にかかる所得税を計算するときに、給与収入から差し引くことができる控除分をいいます。

自営業者は、売上の収入から、仕入や販売経費などを必要経費として差し引くことができますが、給与収入については、原則として必要経費を差し引くことができないので、その代わりとして設けられた制度とされています。

かつては、給与収入が多くなるにつれ、差し引ける「割合」は徐々に下がっていくものの、差し引ける「額」には上限がなく、例えば、年収が数千万円を超えるような会社員の場合でも、年収が1万円増えるごとに、給与所得控除額も500円ずつ増えていくという制度になっていました。

しかし、平成24年度の税制改正により、控除額に上限が設けられ、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額は、一律245万円とされたのです。

これは、同族会社の社長が、自分に対する役員報酬を会社の経費としたうえで、その役員報酬には給与所得控除が適用できるため、いわば二重控除となり、自営業者との不平等が発生している、とされたためです。

「給与収入を得る人は、自営業者のように必要経費を差し引くことができないから」という趣旨で設けられた給与所得控除が、むしろ自営業者よりも有利な制度になってしまった、という話です。

この「自営業者と同族会社との不平等」を解消するため、平成18年度の税制改正により、「特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度」が導入されました。今回、その内容には触れませんが、悪法（私見です。）でした。

案の定、平成22年度の税制改正で、この制度は廃止されましたが、その代わりに、給与所得控除については、そのあり方を抜本的に検討することとされました。

翌年、民主党政権下の平成23年度税制改正大綱では、給与所得控除について、年収1,500万円以上で上限を設けるとともに、会社役員のみ年収2,000万円を超えると給与所得控除が減る、という案が打ち出されましたが、結局廃案となりました。

そして、自民党政権に交代した平成24年度の改正で、ついに年収1,500万円超での上限が設けられたというわけです。（前年度の大綱の一部のみを実施したことになります。）

ちなみに、給与所得者の「必要経費」が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても上限があること、なども理由として追加されています。

今年度の税制改正に向け、与党は当初、平成23年度税制改正大綱の未実現項目をなぞるように、年収2,000万円超の会社役員のみを対象として見直す、としていましたが、決定された大綱では、

- ・平成28年分の所得税から、給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額は230万円（住民税は平成29年分から）
- ・平成29年分の所得税から、給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額は220万円（住民税は平成30年分から）

と、役員だけでなく、一般会社員を含めた給与所得者一律に、限度額を徐々に引き下げることでとされました。（「主要国の概算控除額との比較においても過大であるから」、だそうです…。）



「給与所得控除のあり方の検討」は、おそらく、これで終わりではありません。今年の大綱には、「当面」、上記のような見直しを行う、と記載されていることから想像できます。

今後、しばらくは、法人税関連は減税、個人所得税関連では増税の傾向が続くと思われます。これを踏まえ、適切な役員報酬額設定等のご提案に努めてまいります。